

(参考)他制度における有資格者を対象とした法令に基づく追加教育等

制度名	根拠法	ベースとなる資格	要件			指定等	効果
			教育・研修	試験	その他		
麻酔科 標榜医	医療法	医師	なし	なし	麻酔の実施に関して十分な修練（2年以上）等	厚労大臣の許可	麻酔科を 標榜できる
精神保健指 定医	精神保健 及び精神 障害者福 祉に関する 法律	医師	・登録研修機関の研修課程の修了	なし	5年以上の診療経験 3年以上の精神障害 に係る診療経験 厚生労働大臣が定め る精神障害に係る厚 労大臣が定める程度 の診療経験	厚労大臣の指定	本人の意思によ らない入院や一 定の行動制限を 行うことができる
産業医	労働安全 衛生法	医師	・厚労大臣の指定する者が行う研修の修了 ・産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学 その他の大学であって厚労大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した、その 大学が行う実習を履修 等	なし	なし	なし	事業者から、産 業医として選任 されることがで きる
臨床研修修 了医師・歯 科医師	医師法 歯科医師 法	医師 歯科医師	・診療に従事しようとする医師又は歯科医師 は、一定期間（医師は2年、歯科医師は1 年）以上、厚労大臣の指定する病院等において、臨床研修を受けなければならない	なし	なし	厚労大臣による医 籍又は歯科医籍へ の登録、登録証の 交付	医療機関の管理 者になることが できる
母体保護法 指定医	母体保護 法	医師	なし	なし	なし	都道府県医師会の 指定	人工妊娠中絶を 行うことができる
受胎調節の 実地指導員	母体保護 法	助産師 保健師 看護師	・厚労大臣の定める基準に従い都道府県知事 の認定する講習の終了	なし	なし	都道府県知事の指 定	厚労大臣が指定 する避妊具を使 う受胎調節の実 地指導を行うこ とができる
喀痰吸引等 を実施可能 な介護福祉 士	社会福祉 士及び介 護福祉士 法	介護福祉 士	・厚労大臣の指定する研修課程の修了	なし	なし	厚労大臣による介 護福祉士登録簿へ の付記、介護福祉 士登録証の交付	喀痰吸引等を実 施することがで きる
特定社会保 険労務士	社会保険 労務士法	社会保険 労務士	・厚労省令で定める研修の修了	厚労大臣の試 験（社労士会 連合会が試験 を実施）	なし	厚労大臣による社 労士登録への付記、 特定社労士証票の 交付	紛争解決手続代 理業務を行うこ とができる